

令和7年3月7日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会

会長 加 納 康 至

(公印省略)

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(その1)

令和7年4月1日より適用する医療DX推進体制整備加算等の取扱いにつきましては、令和7年3月4日付け「医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて」により、ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、当該取扱いに関するQ & A「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡では、令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、同年4月1日からの医療DX推進体制整備加算の評価の見直しに伴い、

- ①「電子処方箋を導入し、加算1～3を算定する場合」は、同年4月1日までに新たな様式による届出直しが必要である。
- ②「電子処方箋未導入で、加算4～6を算定する場合」は、届出直しは不要である。
- ③小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関が、「加算3及び加算6」を算定するに当たっては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、マイナ保険証利用率実績の要件を「15%以上」ではなく、「12%以上」とすることが可能であるが、この場合は同年4月1日までに新たな様式による施設基準の届出が必要である。

等の疑義解釈が示されております。

また、令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、マイナ保険証利用率の実績が、「加算1～6」のいずれの基準にも満たない場合であっても、届出直しは不要である。ただし、この場合は当該加算を算定することはできないとしています。

※（例えば、令和7年4月、加算1～6いずれについてもマイナ保険証利用率実績の要件を満たさないため算定できず、令和7年5月以降、同利用率実績の要件を満たして算定

する場合、加算４～６については届出直し不要であり、加算１～３および１２％規定の適用については届出直しをしない限り算定はできません。）

詳細は別添の事務連絡をご確認ください。

なお、「様式１の６ 医療ＤＸ推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類」（新たな様式）については、別添の様式をご活用ください。

※ 新たな様式は、厚生労働省「令和６年度診療報酬改定について」

「令和６年度診療報酬改定について（令和６年４月以降改正分）」

「（２）２ 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」

「※令和７年４月１日から適用 PDF [13.2MB]」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001377046.pdf>）の４４６ページに掲載されています。

（近畿厚生局のホームページには、現時点で掲載されておられません。）

本件については、本会ホームページに掲載するとともに、３月発行の社会保険通報に掲載いたします。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001